

ほろのへの窓

幌延町広報誌 No.738

2026

4
月号

注目 卒業式特集 ……4・5ページ



幌延町立幌延中学校卒業証書授与式



今月の表紙 3月13日(金)に举行された幌延中学校卒業式の集合写真です。
8年前の小学校の入学式と比べると、見た目も中身も成長しています!

幌延町ウェブサイト <https://www.town.horonobe.jp/>



令和8年度

まちの予算

予算総額 **88億7,385万4千円**

一般会計 **66億0,000万0千円**



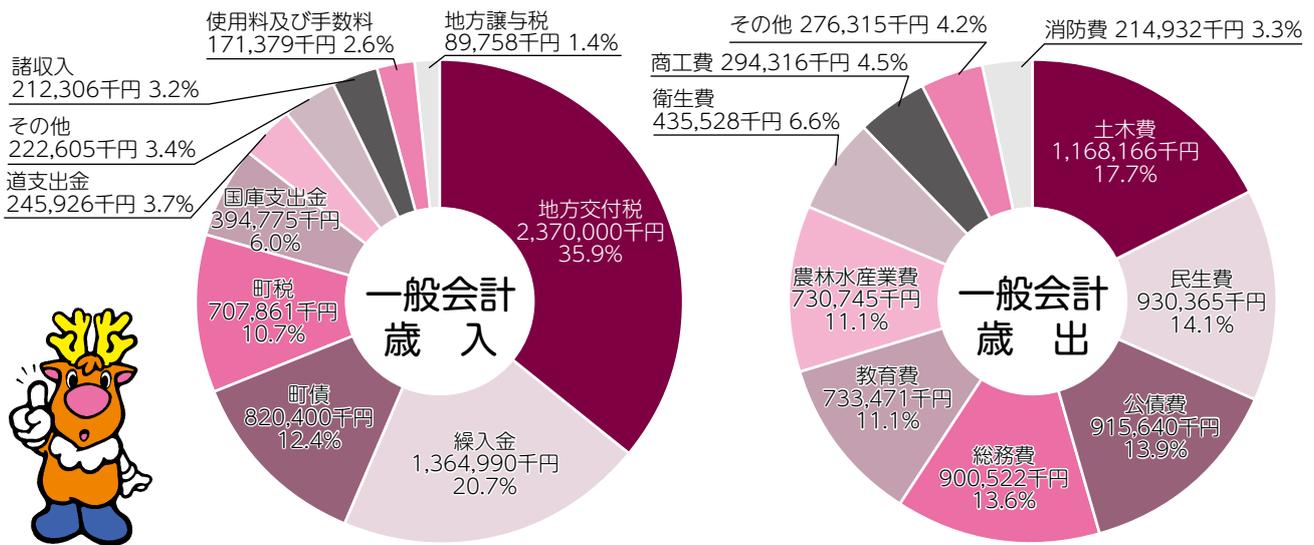
令和8年度幌延町各会計の予算総額は、約88億7,400万円です。

住民が将来に向かって希望を持ち、快適に安心して暮らしていけるよう、中長期的な視点で産業・地域振興や公共施設などの長寿命化を進めるとともに、併せて町財政の健全性を考慮しつつ、「人」、「しごと」、「まち」づくりを推進すべく編成を行いました。

特に、第6次幌延町総合計画の重点戦略に掲げる各種施策については、産業の活性化、移住・定住、少子化対策、子育て・高齢者支援、人材育成など、人口減少の緩和と活力ある地方創りに直結する取り組みであることから、財源の重点配分を行い、事業費で約3億9,700万円の予算を計上しています。

令和7年度の予算総額と比較すると9,100万円減額していますが、その主な要因は、町道2路線の道路改良事業の完了や、多世代交流施設整備事業などの建設事業の減少などによるものです。

詳細については、「わが町の家計」の発行を予定していますので、概要のみとさせていただきます。



令和8年度 幌延町各会計予算

(単位:千円)

会計名	予算額
一般会計	6,600,000
公営事業会計	1,082,184
国民健康保険	324,888
国民健康保険診療所	408,126
後期高齢者医療	60,082
介護保険	289,088
公営企業会計	1,191,670
簡易水道事業	321,460
下水道事業	870,210
合計	8,873,854



まちの予算

今年度の主な事業

一般会計および公営事業会計等

色文字は今年度新たに取組む事業
(単位:千円)

一般会計

OA機器等更新事業	64,405
自治体情報セキュリティ強化対策事業	29,238
人材育成・確保対策事業	7,535
産業・地域振興センター運営事業	23,997
幌延テレビ中継局地上デジタル送信機更新事業	45,100
移住定住促進事業(民営賃貸住宅、持家住宅建設費補助など)	37,538
移動科学館開催事業	4,043
空家等対策管理費	5,254
エネルギー関連情報収集事業	14,279
深地層の研究等広報事業	902
幌延地圏環境研究所支援事業	3,244
幌延町企業立地促進奨励事業	1,000
ふるさと応援推進事業	8,744
地域コミュニティ形成事業	7,931
集落支援活動運営事業	25,337
地域運営組織支援事業	22,406
財務会計システム導入事業	18,607
職員住宅改修事業	11,662
職員住宅補修事業	10,960
無人駅等維持管理経費	2,240
生活交通路線等維持経費	12,852
まちづくり事業	3,000
協働のまちづくり活動支援事業	2,000
幌延町まち・ひと・しごと創生事業	777
地域おこし協力隊運営事業	826
地域公共交通運営事業	11,388
防犯対策費(特殊詐欺等防止対策機器購入費補助)	40
交通安全対策管理費(乗車用ヘルメット購入費助成)	68
戸籍住民基本台帳事業(マイナンバー利用事務出先機関受付業務)	1,315
社会保障・税番号制度システム整備事業	5,131
標準準拠システム移行事業	3,432
知事・道議会議員選挙費	2,033
町長選挙費	4,383
社会福祉管理費(外国人介護福祉人材育成支援奨学金、北海道総合在宅ケア事業団負担金(訪問介護)など)	15,520
市民後見人制度推進事業	8,149
新婚生活応援事業	1,500
婚活支援事業	1,728
冬の生活応援事業	2,880
高齢者等交通費助成事業	8,261
長寿祝い金支給事業	880
高齢者生活支援事業(除雪・給食サービス)	6,344
ホームヘルプサービス支援事業補助金	21,336
こざくら荘支援事業	114,076
心身障害者等通院交通費助成事業	471
放課後児童クラブ運営事業	10,199
出産祝金及び養育手当支給事業	5,742
ひとり親家庭・子ども医療給付等事業	5,380
認定こども園管理費	61,072
問寒別へき地保育所管理費	7,084
子育て支援センター運営費	5,323
ファミリーサポートセンター運営事業	123
認定こども園補修事業	1,980
幌延町医療職員養成修学資金貸付事業	1,200
予防事業(各種予防接種経費)	23,565
母子保健事業(妊産婦健診、不妊治療費等及び新生児聴覚検査助成)	4,386
保健推進事業(各種検診・いきいきプルピーポイント事業)	6,359
出産・子育て応援事業	2,220
環境衛生管理費(霊柩車利用支援など)	5,929
幌延町立歯科診療所運営事業	59,057
幌延町強い農業・担い手づくり支援事業	30,000
中山間地域等直接支払事業	74,019
多面的機能支払事業	7,594
幌延新規就農者支援事業	2,841
農業次世代人材投資事業	1,500
農業支援員活動事業	19,009
幌延町農業経営継承奨励事業	2,000
町営牧場管理費	71,122
幌延町酪農ヘルパー補助事業	6,800
乳牛検定組合補助事業	3,100
生乳成分検査事業	808
幌延町家畜伝染病救済対策事業	1,300
幌延町草地生産性向上対策事業	7,963
農業施設補修事業	2,000
問寒別地区農業用水道施設改修事業	160,146

上幌延開進地区農業用水道施設改修事業	50,965
幌延町地図情報更新事業	28,963
農業用水道施設改修事業	2,794
下沼地区専用水道取水施設整備事業	41,008
林業振興管理費(有害鳥獣および特定外来生物駆除経費)	19,307
民有林整備支援事業	11,123
森林整備促進事業	9,456
新生児誕生記念木製品贈呈事業	415
豊かな森づくり推進事業	8,905
町有林整備事業	11,064
林道北幌延線道路改良事業	14,894
幌延町商工会育成事業	13,207
幌延町商工業応援スタンプラリー事業	1,000
地域内消費拡充プレミアム商品券発行事業	11,400
幌延町中小企業融資事業	30,000
幌延町商工業経営安定対策事業	300
幌延町商工業等振興促進事業	20,000
幌延町商工業経営基盤強化支援事業	17,000
幌延町商工業人材育成促進事業	600
幌延町商工業雇用支援事業	8,200
幌延町商工業事業承継奨励事業	2,000
幌延町新規開業スタートアップ支援事業	8,600
商工業経営支援資金利子補給事業	500
町内事業所等就業奨励事業	560
トナカイ観光牧場庭園・圃場管理事業	5,935
トナカイ観光牧場管理委託事業	26,327
ほろのべ名林公園まつり事業	6,928
クリスマス関連イベント開催事業	1,157
トナカイ観光牧場改修事業	60,535
幌延町観光PR促進事業	3,584
食ブランド創出事業	2,420
商工観光振興支援活動事業	45,902
道路維持管理経費	87,265
道路除雪管理経費	189,462
町道舗装補修事業	14,949
問寒別除雪センター補修事業	64,548
問寒別公共施設排水改良事業	16,038
橋梁点検事業	21,725
橋梁長寿命化改修事業	216,256
公営住宅管理費(ロスナイ取替、特公賃貸住宅賃補助)	6,871
公営住宅等長寿命化改修事業	88,853
北留消防組合負担金(消防ポンプ車購入費など)	203,516
全国瞬時警報システム改修事業	5,655
教育振興費(中体連参加補助、修学旅行補助)	3,348
情報教育研究推進事業(遠隔授業など)	4,877
特別支援教育推進事業	9,234
外国語教育推進事業	11,185
児童生徒学力向上支援事業	2,753
学校支援事業	9,955
教員住宅補修事業	9,182
教員住宅整備事業	259,235
成人教育振興管理費(舞台芸術鑑賞事業開催経費)	2,183
青少年教育振興管理費(自然体験、朝活など)	1,542
社会体育振興管理費(スポーツ大会、スポーツ教室など)	547
総合スポーツ公園改修事業	17,833
総合体育館トレーニング機器整備事業	2,229
学校給食用食材高騰分補助	2,280
公共土木施設災害復旧事業	208,904

(令和7年度から令和8年度への繰越事業)

IP-BOX空調設備更改事業	26,400
問寒別地区移住促進住宅整備事業	91,300
国民健康保険診療所特別会計繰出金	24,937
簡易水道事業会計補助金	50,300
上幌延開進地区農業用水道施設改修事業	53,233
小中一貫校整備事業	99,492

公営事業会計等

国民健康保険診療所特別会計	
医療機器等整備事業	12,574
下水道事業会計	
汚水樹設置事業	4,233
下水道施設改修事業	575,864
個別排水施設整備事業	14,878

お問い合わせ先: 総務企画課 財政係 電話: 5-1111 告知端末機: 5-8811

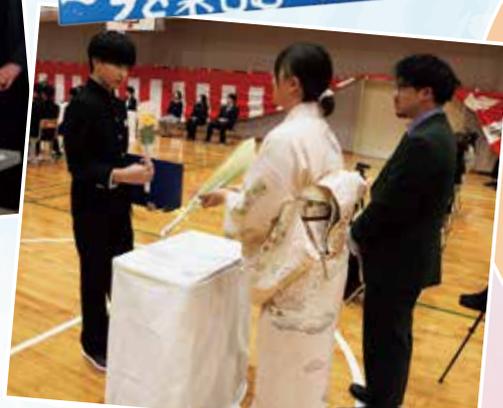
中学校で されました

3月13日に幌延中学校で卒業式が挙行されました。9年間の義務教育を終えた14名の卒業生は、自分自身の長い将来に向かい、それぞれの道へ進みます。式典終了後、教室での最後のホームルームでは、クラスのみみんなで中学校生活を振り返りながら別れを惜しましました。

幌延町立幌延中学校 第79回卒業証書授与式



Make
the most of
~今を楽しむ~now



町内の小 卒業式が挙

3月15日に問寒別小学校で、3月19日に幌延小学校で卒業式が挙

幌延町立問寒別小学校 第111回卒業証書授与式



幌延町立幌延小学校 第120回卒業証書授与式



令和 8 年
4 月から



こども誰でも



通園制度が始まります

● 普段保育所などに通っていないご家庭のお子さんが、保護者の方の就労要件などを問わずに、施設を利用できる新たな制度です。

○目的

- ・ 同じ年頃の子どもとの触れ合い
- ・ 家族以外の人との関わりによる興味や関心の広がり
- ・ 保育士から保護者への子どもの成長や発達に関するアドバイスによる不安解消

○「一時預かり保育」との違い

「一時預かり保育」は短期就労や通院など、保護者の理由により利用できる事業ですが、本制度は、特に制約はありませんのでお気軽にご利用ください。

○対象となる子ども

幌延町に住民登録があり、0歳6か月～満3歳未満の未就園児

○利用時間

午前9時～午前11時までの2時間（1人あたり月10時間まで。）

○利用日

火曜日、水曜日、木曜日

（月、金、土、日、祝日やこども園が休みの日は利用できません。）

○利用可能人数

1日につき1人

○利用料金

300円／1時間（生活保護世帯や非課税世帯は減免になります。）

○利用方法

- (1) 電話や来園により、こども園に申し込み（事前申請が必要です。）
（システムでの利用申請が準備中のため、整備完了次第、告知端末機などでお知らせします。）
- (2) 利用資格を確認した後、認定証が発行されます。
- (3) こども園に面談を申し込みます。（初回のみ）
- (4) 面談の日程が決まったら、親子一緒に面談を受けます。（約30分程度）
- (5) 面談が終わったら、利用する日を予約します。
- (6) 予約日から「こども誰でも通園制度」の利用開始です。
- (7) 請求書が発行されましたら、利用料金をお支払いください。

※ 詳細は町ホームページをご覧ください。

お問い合わせ・お申し込み先：幌延町認定こども園 電話：01632-5-1254（8：30～17：15）

農業委員の候補者を募集します

町では、農業委員会の主たる使命である農地利用の最適化（担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）を行う農業委員の候補者を次のとおり募集します。

○募集人数 9名

○推薦および応募方法 (1) 町内の地区・全域からの推薦
(2) 農業に関係する団体等からの推薦
(3) 一般応募

○推薦および応募資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、農業委員選任予定日において、次の各号のいずれにも該当する者

- (1) 幌延町に住所を有する者を基本に、町外に住所を有する者も妨げない。
- (2) 幌延町の執行機関の委員でない者
- (3) 幌延町職員および行政委員会の職員でない者

○選任予定日および任期 令和8年7月20日から3年間

○推薦および応募受付期間 令和8年4月1日（水）～令和8年6月1日（月）

○推薦および応募方法

- (1) 地区等からの推薦

推薦用紙に農業者等3名以上が連名し、当該農業者の代表者が直接持参または郵送（消印有効）により提出してください。

- (2) 団体等からの推薦

推薦用紙に当該団体の代表者が署名し、直接持参または郵送（消印有効）により提出してください。

- (3) 一般応募

応募用紙に必要事項を記載のうえ、直接持参または郵送（消印有効）により提出してください。

※推薦および応募用紙は、町ホームページからダウンロードできるほか、農業委員会事務局窓口にも備え付けています。

○推薦および募集に応じた者の公表

推薦を受けた者または募集に応じた者については、法律により情報公開を義務づけられていますので、募集期間中および募集期間終了後、遅滞なく氏名、年齢、職業などを町ホームページで公表します。

○候補者の任命

農業委員候補者については、幌延町農業委員候補者評価委員会で評価し、議会の同意を得て農業委員として任命されます。

お問い合わせ(提出)先:農業委員会事務局 電話:5-1115(内線232) FAX:5-2971

梶浦 善一さんが北海道善行賞を受賞しました！

交通安全指導員として多年にわたり継続して交通指導などの実践活動を行い、その行為が他の模範となる方に贈られる北海道善行賞を梶浦 善一（よしかず）さんが受賞し、2月26日に野々村町長から表彰状が伝達されました。

梶浦さんには、平成20年から17年間にわたり、交通安全期間などの街頭指導や各種イベント時の交通安全指導にご尽力いただきました。引き続き、町の交通安全のため、交通安全指導員として、ご協力いただきますようお願いいたします。



令和8年2月に着任した地域おこし協力隊員を紹介します

名前 前くまさか 熊坂ゆりこ 有理子
活動分野 観光振興
着任年月日 令和8年2月20日
出身地 北海道札幌市
趣味 旅行に行って食べ歩き
好きな食べ物 カレーライス



就農フェアで幌延町の地域おこし協力隊の募集を知り応募させていただきました。

トナカイ観光牧場やブルーポピーなど、幌延町の魅力を一人でも多くの方に知っていただけるよう活動していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

名前 前やの 矢野きみの 希実
活動分野 観光振興
着任年月日 令和8年2月27日
出身地 茨城県つくば市
趣味 絵を描く、ギター、生物飼育
好きな食べ物 くだもの、ハチミツ



トナカイ飼育員として幌延町にやってきました！矢野と申します。

まだ学ぶことばかりですが、トナカイとともに地域の魅力を発信していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします！

幌延町各種補助制度・助成制度のご案内

施設に関わる各種費用、従業員用の住宅などの改修費用の一部を補助します！

－幌延町商工業振興促進補助金（令和9年度末まで）－

○交付対象者

- ・幌延町商工会の会員または会員登録を予定する者（幌延町商工会が発行する証明書類を添付）
- ・町税などの滞納がないこと など

○対象経費

- ・営業上必要となる施設の新築・取得・改修および設備備品の取得
- ・従業員を確保するための施設の取得および改修
- ・施設または社宅の外構工事

○補助率および上限金額

区分	町内建設業者が施工する場合	町外建設業者が施工する場合
補助率	対象経費の50%	対象経費の40%
上限金額	1,000万円	1,000万円

事業の用に供する機械設備などの取得費用の一部を補助します！

－幌延町商工業経営基盤強化支援補助金（令和9年度末まで）－

○交付対象者

- ・幌延町商工会の会員または会員登録を予定する者（幌延町商工会が発行する証明書類を添付）
- ・町税などの滞納がないこと など

○対象経費

- ・機械、装置、車両、運搬具、工具、器具、備品、ソフトウェアの購入費
（1 機械設備が20万円以上）

○車両について

乗用車、農耕用作業車両を除きます。ただし、事業の目的に合うと認められる場合は、事業専用割合などを考慮して決定します。

○中古取得について

「法定耐用年数が2年以上あるもの」かつ「メーカーなどからの取得」

○補助率、限度額および申請回数

区分	内 容
補助率	補助対象経費の50%
限度額	・創業・第2創業・新事業展開 500万円 ・既存商工会員・商工会未登録事業者 300万円
申請回数	限度額に達するまで複数回申請可能

○その他

- ・取得した機械設備などは、5年を経過するまで売買・譲渡・貸付・付与などをしてはいけません。
- ・補助対象機械設備などに係る必要な調査に対し協力しなければなりません。

町内の事業者から経営を引き継ぎ、新たに事業経営を後継する方に対して 奨励金を交付します！

－ 幌延町商工業事業継承支援事業奨励金（令和9年度末まで） －

○交付対象者

- ・ 町内に在住する20歳以上の者で、商工業経営を後継する者
- ・ 幌延町商工会の会員または会員登録を予定する者（幌延商工会が発行する証明書類を添付）
- ・ 町税などの滞納がないこと など

○主な対象要件

- ・ 譲渡人は事業継承時において、町内に5年以上続けて店舗または事業所を有する者または町内に5年以上続けて店舗または事業所を有していた実績があり、廃業から1年を経過していない者
- ・ 譲受人は奨励金の申請時において、町内に住所を有する者
- ・ 継承後5年以上継続して事業を営もうとする者

○奨励金の額

1人につき100万円 ※奨励金の交付は、同一人につき1回限りとします。

○申請期間

毎年度4月1日から3月31日まで

○その他

奨励金交付後5年以内に廃業となった場合は、廃業日に応じ当該奨励金を返還することに同意すること。

従業員（65歳以下）の資格取得に要する費用の一部を補助します！

－ 幌延町商工業人材育成促進補助金（令和9年度末まで） －

○交付対象者

- ・ 幌延町商工会の会員または会員登録を予定する者（幌延町商工会が発行する証明書類を添付）
- ・ 町税などの滞納がないこと など

○対象となる経費および対象外となる経費

対象となる経費	対象外となる経費
<ul style="list-style-type: none">・ 業務に関する資格取得のための受験料または受講料・ 旅費（日当2,300円、移動費15円/km 20日分を限度とする） ※片道が160km以上で宿泊が伴う場合は11,300円/日、日帰りの場合は日当2,500円上乗せ	<ul style="list-style-type: none">・ 飲食費、消耗品費、通信運搬費・ 補助対象経費が3万円に満たないもの。・ 普通自動車第一種運転免許、普通自動車第二種運転免許、原動機付自転車運転免許 など・ 上記のほか、資格取得を要さない講習などについては本事業の対象とならない場合あり。

○補助率、限度額および申請回数

補助率	補助対象経費の50%
限度額	限度額20万円
申請回数	限度額を上限に複数回可能

従業員を新たに雇い入れた町内事業者に対し、補助金を交付します！

－幌延町商工業雇用支援補助金（令和9年度末まで）－

○交付対象者

- ・幌延町商工会の会員または会員登録を予定する者（幌延町商工会が発行する証明書類を添付）
- ・町税などの滞納がないこと など

○主な対象要件

- ・経営力向上計画を策定し、幌延町商工会の認定を受けた方
- ・新たな従業員（65歳以下の者）を雇用し、その労働者の雇用日前1年間の最総常用労働者数を新規に雇用した日の最総常用労働者数が上回っていること など

○補助金額

1人につき50万円（対象労働者につき1回のみの申請）

新規開業時の初期投資や運転資金などの一部を補助します！

－幌延町新規開業スタートアップ支援補助金（令和9年度末まで）－

○交付対象者

- ・新たに開業または事業継承による事業継続を図る方で、町内に住所を有するまたは有しようとする個人または法人
- ・幌延町商工会の会員または会員登録を予定する者（幌延町商工会が発行する証明書類を添付）
- ・町税などの滞納がないこと など

○対象経費、補助金額および補助率

対象経費	補助金額・限度額	補助率
経営開始後の事業運営に係る経費	月額15万円 最大12ヶ月間の助成 ※事業専従している配偶者 などがある場合10万円上 乗せ	－
経営開始後の建物（住宅部分は除く。）および設備などに係る賃借料	限度額20万円 最大12ヶ月間の助成	月額賃借料の1/2以内
事業継承による新規開業予定者の技術取得による給付	月額10万円以内 新規開業予定者と認定され、 実習を開始する月から最大 12ヶ月間の助成	－
事業承継による新規開業者に対する技術指導による給付	月額10万円以内 新規開業予定者と認定され 指導を開始する月から最大 12ヶ月間の助成	－
広告宣伝費（チラシ・ウェブサイト・新聞広告・看板など広告宣伝に係る費用）	限度額50万円	対象経費の2/3以内
IT機器等の導入経費（キャッシュレス決済、タッチパネル注文など）	限度額30万円 ※1事業者1回限り	対象経費の2/3以内

NEW

若年層の町内就業促進を図るため奨学金の償還を支援します！

— 幌延町奨学資金償還支援助成金 —

○認定要件

- ・町内に居住（住民基本台帳に登録）する35歳以下で、奨学金を償還中の者
- ・正規雇用者（国・道職員や本店が町外で異動する者を除く。）、自営業者
- ・継続して就業した者 など

○認定期間

8年間（96月間） ※保健医療系従事者はさらに4年間（48月間）加算可能

○助成額

年度内償還額の10/10（限度額36万円）

NEW

町内への就業または就農を促進するため新規学卒者へ就職奨励金を交付します！

— 幌延町新規学卒者等就職奨励金 —

○交付要件

- ・町内に居住（住民基本台帳に登録）する新規学卒者など
- ・就職（正規雇用者）または就農
- ・新規就職時と同一事業所で継続して就業（国・道職員や本店が町外で異動する者を除く。）または就農
- ・奨励金の種類と金額
 - (1) 新規就職奨励金 10万円/回
 - (2) 1年～4年継続奨励金 10万円/年
 - (3) 5年継続奨励金 50万円/回 合計 100万円（※5年間継続して就業した場合）

狩猟免許取得費用の一部を補助します！

— 幌延町有害鳥獣捕獲担い手育成支援補助金 —

○対象者（次の全てを満たす必要があります。）

- ・町内に住所を有している者
- ・町税等の滞納がない者
- ・ほろのべ猟友会に入会し、有害鳥獣の捕獲活動に従事することを誓約する者

○補助の対象となる経費

区分	補助対象経費	補助金額
1. 狩猟免許試験に係る経費	①狩猟免許試験予備講習会受講料 ②狩猟免許試験申請手数料 ③医師の診断書料	左記金額の3/4 20万円を上限
2. 猟銃所持許可に係る経費	①鉄砲所持許可の初心者講習会受講料 ②射撃講習を受ける資格認定料 ③鉄砲所持許可申請料 ④射撃講習受講料 ⑤医師の診断書料	
3. 上記区分1、2に係る旅費、交通費および宿泊費	①旅費 1日あたり2,300円 ②宿泊費 1泊あたり11,300円 ※最大10日分を条件とする ※最大5日分を条件とする ③交通費 JR、バス乗車代金 自家用車の場合は距離×車賃(30円)×往復分	

○その他

- ・申請書などは町ホームページからダウンロードできます。
- ・補助金には限りがありますので、まずは下記へお問い合わせください。

お問い合わせ先：産業建設課 商工林政係 電話：5-1115 告知端末機：5-8815

ヘルメットの買い替え等の購入代金の一部を補助します！



ーヘルメット購入費補助金ー

詳細はこちらから▶

小学校入学時に支給したヘルメットの買い替えなどの購入代金の一部を補助します。

○対象者

小学校4年生から中学校1年生（幌延町内の小学校または中学校に就学する児童生徒）の保護者など

○補助の内容

ヘルメットの買い替えなどをした場合、購入代金に5分の4を乗じて得た額を補助します。（100円未満の端数は切り捨て）※上限4,000円

チャイルドシートの購入費用補助・無料貸し出しについて



ーチャイルドシート購入費補助金ー

詳細はこちらから▶

幌延町交通安全協議会では、チャイルドシート購入費用の一部を補助します。

また、チャイルドシートを無料で貸し出しします。

○対象者

町内に住所を有する乳幼児の保護者など

※出産祝金支給対象者の乳幼児を除きます。また、チャイルドシートを借りた後に購入補助を受ける場合は、チャイルドシートを返却していただきます。

○補助の内容

チャイルドシート購入費用のうち、「20,000円以下の部分の3分の2の額」と「20,000円超の部分の2分の1の額」の合算額を補助します。※上限20,000円

特殊詐欺被害未然防止のため、迷惑電話対策機器などの購入代金の一部を補助します！



ー幌延町特殊詐欺等防止対策機器導入費補助金ー

詳細はこちらから▶

架空請求詐欺やオレオレ詐欺など、電話を介した特殊詐欺の被害を未然に防止するため、電話機や録音機器購入代金の一部を補助します。

○対象者

- ・町内に住所を有し、実際に居住している65歳以上の方のみで構成する世帯の方
- ・町税などを滞納していない方

○対象機器

電話の受信時に音声を録音することを伝えるメッセージが流れ、会話を自動録音する機能をもつ家庭用固定電話機または家庭用固定電話機に接続する録音機器。

○補助の内容

- ・対象となる機器の購入金額に5分の4を乗じた額を補助します。※上限8,000円
- ・一世帯につき対象となる機器1台、1回限りの交付となります。
- ・対象機器購入後1ヶ月以内に申請手続きを行ってください。

お問い合わせ先:住民生活課 生活環境係 電話: 5-1112 告知端末機: 5-8812

老朽危険家屋などの解体・取り壊しに要する費用の一部を補助します！



— 幌延町空家等除却支援補助金 —

詳細はこちらから▶

町民の安全で安心な住環境や衛生環境を確保するため、町内にある老朽危険家屋などの除却（解体・取り壊し）に要する費用の一部を補助します。

○補助の内容

補助対象空き家などの除却に要する費用（同一の契約で行う場合は、その敷地の門や塀、樹木などを除却する費用や家財道具などの処分費用も対象になります。）に5分の4を乗じて得た額を補助します。（1,000円未満の端数は切り捨て）

○限度額

- ① 特定空き家など 200万円
- ② 上記以外の空き家など 100万円

※この補助事業は、令和8年3月31日をもって終了としていましたが、令和13年3月31日まで延長しました。

お問い合わせ先:住民生活課 生活環境係 電話: 5-1112 告知端末機: 5-8812

持ち家住宅の新築、改修および取得に要する費用を補助します！

— 幌延町定住促進持家住宅建設等奨励補助金 —

定住人口の増加を図り、福祉の向上と地域経済の発展に寄与することを目的として、持家住宅の新築、改修および取得に要する費用を補助します。

○主な対象要件

- ・ 町内に住所を有する方、またはこれから居住しようとする方（個人）
- ・ 申請者自身が居住する住宅であること。
- ・ 公租公課に滞納がない方
- ・ 建設などに要する費用が100万円以上（税抜き）であること。（改修工事の場合は、50万円以上（税抜き））
- ・ 必要な資格などを有する者が施工すること など

○補助金額

- ・ 建設などに要する費用（税抜き）の20%以内
- ・ 補助金の限度額は次のとおりです。

施工内容	補助金限度額
新築	400万円(町外業者施工の場合320万円)
改修	200万円(町外業者施工の場合160万円)
取得	100万円

**定住促進持家住宅建設等奨励補助金の申請は、
工事着手前または取得前に申請する必要がありますのでご注意ください！**

お問い合わせ先:総務企画課 企画振興係 電話: 5-1114 告知端末機: 5-8814

各手当制度のご紹介

～児童手当～

児童手当制度は、児童を養育している家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に支給される手当です。

◆ 支給対象

生まれた日の翌月から、18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（高校生年代の児童）を支給対象とし、養育している方へ支給されます。

なお、支給対象となった日から15日以内に請求をしなければ、支給対象の翌月から支給されない場合もありますのでご注意ください。

◆ 支給額（月額）

3歳未満	第1子・第2子	15,000円
	第3子以降	30,000円
3歳～高校生年代	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	30,000円

注：養育する児童（22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童）のうち、年長者から第1子、第2子・・・と数えます。

なお、大学生年代（22歳到達以後の最初の年度末まで）を加算児童の対象とするためには、別途届出が必要となります。

◆ 支給月

年6回～2月、4月、6月、8月、10月、12月。

※それぞれ前月分まで支給されます。

◆ 制度改正について

制度改正により、令和6年10月分から以下のとおりとなっています。令和7年4月号に掲載していますが、改めてお知らせいたします。

- ・ 所得制限の撤廃
- ・ 支給期間を高校生年代まで延長
- ・ 第3子以降の支給額を月3万円に増額

※第3子以降の加算に係る兄弟姉妹の対象範囲を大学生年代（22歳到達以後の最初の年度末）まで延長

- ・ 支給回数を年3回から6回に増加

各手当を受給するには、認定請求書の提出が必要です。受給資格があっても、請求しない限り支給されません。

なお、請求に必要な添付書類は各ご家庭の状況などにより異なりますので、詳細については、次ページ下記までお問い合わせください。

～ 児童扶養手当 ～

児童扶養手当は、母子（父子）家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。

◆ 支給対象

18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（心身に概ね一定程度の障害がある場合は20歳未満）で次のいずれかに該当する児童を監護している方。

- ◎父母が婚姻を解消した児童
- ◎父または母が死亡した児童
- ◎父または母が一定程度の障害の状態にある児童
- ◎父または母が生死不明の児童
- ◎父または母が1年以上遺棄している児童
- ◎父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ◎父または母が1年以上拘禁されている児童
- ◎婚姻によらないで生まれた児童
- ◎棄児などで父母がいるかいないかが明らかでない児童

ただし、次のような場合は手当を受けることができません。

- (1)児童が、
- ①日本国内に住所がないとき。
 - ②児童福祉施設等または、里親に委託されているとき。
 - ③母（父）の配偶者（事実婚を含む）に養育されているとき。（父（母）が重度の障害にある場合を除く。）
- (2)父母または養育者が、日本国内に住所がないとき。

◆ 支給額（児童1人月額）

区分	～8年3月	8年4月～
全部支給	46,690円	48,050円
一部支給	46,680円～11,010円	48,040円～11,340円

※児童2人目以降は月額11,350円が加算されます。
※受給者または扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは、その所得に応じて支給額が一部停止または全部停止となります。

◆ 支給月

毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月にそれぞれ前月分まで支給されます。

～ 特別児童扶養手当 ～

特別児童扶養手当は、精神または身体に一定程度の障害を有する20歳未満の児童を養育している方に対して、児童の福祉増進を図ることを目的に支給される手当です。

ただし、障害を理由に年金を受けることのできる児童や、児童福祉施設等に入所している児童などは対象となりません。

◆ 支給額（月額）

障害等級	～8年3月	8年4月～
1級	56,800円	58,450円
2級	37,830円	38,930円

※受給者もしくはその配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当が支給されません。

◆ 支給月

毎年4月、8月、12月にそれぞれ前月分までが支給されます。

～ 障害児福祉手当・特別障害者手当 ～

障害児福祉手当は、精神または身体に重度の障害を有するために、日常生活において常時介護を要する20歳未満の児童に対し、特別障害者手当は、精神または身体に著しく重度の障害を有するために、日常生活において常時特別の介護を要する20歳以上の方に対して、その福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。

ただし、障害を理由に年金を受けることのできる児童や、児童福祉施設、障害者施設などに入所している方、3ヶ月以上病院に入院している方などは対象となりません。

◆ 支給額（月額）

区分	～8年3月	8年4月～
障害児福祉手当	16,100円	16,560円
特別障害者手当	29,590円	30,450円

※受給者もしくはその配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当が支給されません。

◆ 支給月

毎年2月、5月、8月、11月にそれぞれ前月分まで支給されます。

地域おこし協力隊

通信

VOL.122

集落支援担当 小林典之隊員



皆さま、こんにちは。地域おこし協力隊の小林です。早いもので、今月から協力隊2年目に入りました。

現在は、NPO法人ミナといかんの事務局を務めながら、集落支援業務にも取り組んでいます。今年度は、これまで以上に自分のやりたいことにも挑戦していけたらと考えています。

着任直後には、地域団体の皆さまからお誘いをいただき、カラオケ愛好会・パークゴルフ愛好会・釣りクラブに加入し、さまざまな経験をさせていただきました。団体に加入することで、地域活動と集落支援の仕事が密接につながっていることを実感しています。

カラオケ愛好会ではチャリティオークションの開催、パークゴルフ愛好会ではパークゴルフ場の環境整備、釣りクラブでは夏のワラベンチャー（釣り）での子どもたちのサポートなど、楽しみながら地域に貢献する素晴らしい仕組みができていると感じています。

そんな中、昨年11月には陶芸サークルにも加入しましたが、しばらく参加できずにいました。2月末に初めて活動に参加し、一から丁寧に指導していただきました。最初に何を作るか決めていなかったのですが、今年1月から知り合いに譲っていただいた猫2匹と暮らしており、この子たちの“エサを食べる速さ”が気になっていたため、ゆっくり食べてもらえるような「食べにくいエサ皿」を作ることになりました。皿の底に凹凸をつけ、エサが入り込むような形です。自分としては、ほとんどイメージ通りの形に仕上がったと思っています。次回は高台の内側をくり抜き、形作りが完了する予定です。粘土をこね、ろくろで形をつくる時間は、いろいろなことを忘れて無心になれる、とても心地よいひとときでした。

皆さんも、ぜひ陶芸にチャレンジしてみてくださいはいかがでしょうか。



幌延町多世代交流施設整備事業の一時中止について

令和11年度から、施設を利用できるよう業務を進めてきました「幌延町多世代交流施設」の整備については、ここ数年にわたる資材価格や労務費の上昇により、建設費が構想時に見込んでいた額から大幅に増加することになりました。

そのため、今後、実施することとしている他の事務や事業も含めた予算規模で、本施設をはじめとする大型建設事業実施後の財政状況を推計した結果、建設単価の高騰によって膨らんだ事業費が、長期間にわたり町の財政を圧迫する見通しとなったことから、同時期に行う予定である「幌延中学校区小中一貫校」の建設を優先して行うこととしました。

本施設の整備は、補助金や交付金などの財源の目途が立った段階で、業務の再開を判断することとしましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本施設の整備や町政全般に関するご意見、ご要望については、担当（総務企画課企画振興係）で受け付けていますので、お気軽にお申し付けください。

お問い合わせ先:総務企画課 企画振興係 電話: 5-1114 告知端末機: 5-8814

4～9月の運転免許更新時講習のお知らせ

開催月日	開催場所	初回更新者講習(2時間)	優良運転者講習(30分)	一般運転者講習(1時間)	違反運転者講習(2時間)
4月4日(土)	豊富町定住支援センター「ふらっときた」		13:00～	14:00～	15:30～
4月7日(火)	天塩町社会福祉会館		13:00～		
5月12日(火)	天塩町社会福祉会館	10:00～	13:00～	13:45～	15:00～
5月13日(水)	幌延町消防署二階		18:30～		
6月6日(土)	豊富町定住支援センター「ふらっときた」		13:00～	14:00～	15:30～
7月7日(火)	天塩町社会福祉会館	10:00～	13:00～	13:45～	15:00～
8月1日(土)	豊富町定住支援センター「ふらっときた」		13:00～	14:00～	15:30～
9月8日(火)	天塩町社会福祉会館	10:00～	13:00～	13:45～	15:00～
9月9日(水)	幌延町消防署二階		18:30～		

※上記の講習を受講するには、事前に警察署での手続きが必要です。
 ご不明な点については、天塩警察署交通課まで連絡をお願いします。

お問い合わせ先:天塩警察署 電話:01632-2-2110

北海道職員採用試験「普及職員（農業）」の受験者募集

北海道庁では、試験研究機関や農業関係団体と連携し、農業の生産性向上、農業経営や農村生活の改善などに関する技術や知識を農業者に普及指導する普及職員を募集しています。

令和8年度北海道職員採用試験の予定は以下のとおりです。普及職員に興味がありましたら、下記ホームページをご参照いただき採用試験にお申し込み願います。

○普及職員（農業）A区分（大学卒業または卒業見込みの方）

- ・申込受付：令和8年4月20日（月）～5月18日（月）
- ・採用予定数：45名の内数

○普及職員（農業）A区分（SPI方式 第2回）（大学卒業または卒業見込みの方）

- ・申込受付：令和8年7月17日（金）～8月21日（金）
- ・採用予定数：45名の内数

※一次試験はオンライン形式の試験（SPI）となります。

※農業に関する専門知識を面接のみで試験する方式です。

※受験時に大学3年生（令和10年3月31日卒業見込み）の方も受験可能です。

○普及職員（農業）C区分（民間企業等経験3年以上）

- ・申込受付：第Ⅱ期：令和8年4月1日（水）～6月26日（金）
第Ⅲ期：令和8年7月3日（金）～9月4日（金）
- ・採用予定数：15名

○採用試験の概要については、北海道人事委員会のホームページをご覧ください。

- ・北海道人事委員会事務局任用課
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hj/nny/>



○普及職員（農業）の業務内容については、次のホームページをご覧ください。

- ・普及職員（農業）職員採用のページ
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/gjf/fukyuu-saiyou.html>



お問い合わせ先：北海道農政部生産振興局 技術普及課 普及推進係 電話：011-206-6436





モグ太くん

「モグ太」です。
今回は、幌延深地層研究センターの各部署をご紹介します。

幌延深地層研究センターでは、「戦略推進室」「総務・共生課」「保安・建設課」「堆積岩工学技術開発グループ」「堆積岩安全評価研究グループ」の5つの部署があります。

今回は、各部署では普段どのような仕事をしているのか、どんな人が働いているのかご紹介させていただきます。

戦略推進室



幌延国際共同プロジェクト（HIP）
合同タスク会合の様子

仕事の内容：センター全体の事業計画、研究成果、経営資源、予算の取りまとめおよび調整や、幌延国際共同プロジェクト（HIP）の運営に加え、地下研究施設の整備事業の契約手続きなどを担当しています。

仕事のやりがい：取りまとめた成果が、将来の地層処分事業の計画や取り組みに的確に活かされ、より安全で持続的な事業の推進に寄与することにやりがいを感じています。

どんな人が働いている？：研究・技術系、事務系の計7名で幌延町内からの通勤者だけでなく、遠別町や豊富町から通勤している方もいます。

総務・共生課

仕事の内容：いわゆる“総務”“庶務”“労務”といった事務系の仕事や、地域共生、広報活動・イベントなどの業務を通じて、センターの円滑な事業推進、研究成果の創出を支援し、研究の内容を広くお伝えする部署です。

仕事のやりがい：センター従業員が安心して仕事に取り組める環境が保たれ、センターの事業活動や地域との共生・協働がスムーズに進んでいるようなことを見たり聞いたりすると励みになります。

どんな人が働いている？：幌延だけでなく札幌の事務所にも従業員がおり、また、請負作業員も含めると30名近い人数となります。それぞれの個性も幅広く、一見まとまりが無いように見えますが、団結して業務に励んでいます。



青少年のための科学の祭典
釧路大会での広報活動の様子

保安・建設課

仕事の内容：保安と建設の2つの業務を担当しています。保安業務では、安全パトロールなどセンターの安全に関わる業務を行っています。建設業務では、地下研究施設の整備やセンターの施設の保守管理を担当しています。

仕事のやりがい：センターの“縁の下の力持ち”として、研究業務を支えていることにやりがいを感じています。

どんな人が働いている？：課員の出身地は、北は稚内から西は長崎まで様々、年齢層も20代から60代までの個性豊かな11名で構成され、みんなで力を合わせて業務に取り組んでいます。



完成検査の様子
(500m調査坑道)

堆積岩工学技術開発グループ



坑道内での調査の様子

仕事の内容：将来の地層処分に適用可能な工学技術の開発に向けて、地下研究施設において人工バリアや坑道埋め戻しなどに関する調査・試験を実施しています。そして、得られた成果を、論文や報告書として取りまとめ、国内外の学会などで発信しています。

仕事のやりがい：社会に貢献できる課題に取り組んでいることに誇りと責任を感じます。また、国際共同研究で海外の研究者・技術者と議論し、多様な視点を取り入れながら、

解決策を具体化していける点もやりがいです。

どんな人が働いている？：地質や土木、地下水など、さまざまな専門分野の職員が集まっています。“研究者”はまじめで堅そうなイメージがあるかもしれませんが、休日は楽器演奏やスキー、野球、釣りなどの趣味を楽しみながら、幌延での暮らしを満喫しています。

堆積岩安全評価研究グループ

仕事の内容：地層処分の安全評価技術の研究として、岩盤内における地下水の流れや地下水に含まれる物質の移動の仕方に関する研究を主に行っています。現場でのデータ実測や数値シミュレーションを行い、観測と解析の両面からこれらの挙動に関する調査・試験を実施しています。

仕事のやりがい：予期せぬ事態や困難を克服し、貴重なデータの取得や解析に成功した瞬間には、大きなやりがいを感じます。

どんな人が働いている？：現場作業、実験・分析、数値解析など、各分野に強みを持つメンバーが集まっています。特に手先が器用なメンバーが多く、これら緻密な作業に加え、私生活では楽器演奏をたしなむなど、多才な個性が光るグループです。



幌延国際共同プロジェクトでの研究課題の一つである物質移行試験の様子



センター QRコード

問い合わせ先: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
幌延深地層研究センター: 電話・告知端末機: 5-2022
ゆめ地創館: 電話・告知端末機: 5-2772



ゆめ地創館QRコード

令和8年度の国民年金保険料は 月額17,920円 です。

保険料の納付方法は納付書による現金納付のほかに、口座振替やクレジットカードなどによる納付があります。

現金納付の場合は4月1日に順次1年分の納付書が発送され、口座振替による納付をしている場合は4月下旬に口座振替額通知書が発送されます。

毎月翌月末が保険料の納付期限ですので、ご自身の生活スタイルにあった方法を選択し、納め忘れないようにしましょう。



保険料の納付方法

●口座振替

- ・預金口座から、定期的に引き落とされます。
- ・「早割（当月末納付）」や「前納（まとめ払い）」で納めると保険料が割引されます。
- ・各金融機関、役場または年金事務所の窓口、郵送により手続きができます。
- ・手続きの際は、基礎年金番号、口座番号のわかるもの、通帳に使用している印鑑が必要です。

●クレジットカード

- ・クレジットカードにより定期的に納付します。
- ・前納も可能です。
- ・役場または年金事務所の窓口、郵送により手続きができます。
- ・手続きの際は、基礎年金番号のわかるもの、クレジットカード、同意書（カードの名義人が異なる場合）が必要です。

※口座振替・クレジットカード納付の申込用紙は年金事務所や役場の窓口に備え付けているほか下記URLからもダウンロード（PDF）できます。

日本年金機構ホームページ

(<https://www.nenkin.go.jp/shinsei/kokunen/kokunen.html>)



●納付書

- ・金融機関、コンビニエンスストア、電子納付、電子決済などで納めてください。

※電子納付（インターネットバンキング・モバイルバンキング・テレフォンバンキング、ATMでの納付）インターネットバンキングなどについては、あらかじめ利用される金融機関と契約を結ぶ必要があります。契約方法についてはご利用になる金融機関にお問い合わせください。

※pay-easy（ペイジー）による納付

お手持ちのスマートフォンやパソコンで納付することができます。

詳細はこちら

(https://www.pay-easy.jp/what/bill/kokumin_nenkin_promotion/)

※電子(キャッシュレス)決済による納付

スマートフォンアプリを使用して納付することができます。

◇対象決済アプリ

○au PAY ○d払い ○PayB ○PayPay ○楽天ペイ ○AEON Pay

詳細はこちら

(<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/hokenryo/smartphone.html>)



お問い合わせ先：稚内年金事務所 電話:0162-33-7011

住民生活課 税務住民係 電話:5-1112 告知端末機:5-8812

4月 町民くらしのカレンダー

期日	行 事	時 間	場 所
1 水	認定こども園入園式	10:30～	認定こども園
2 木	問寒別へき地保育所入所式	10:00～	問寒別へき地保育所
3 金			
4 土			
5 日			
6 月			
7 火	わくわくひろば 幌延中学校入学式	10:30～11:30 14:00～	子育て支援センター 幌延中学校
8 水	幌延小学校入学式	10:00～	幌延小学校
	問寒別小中学校入学式	10:30～	問寒別小中学校
	心療内科・精神科		幌延町国保診療所
9 木			
10 金	問寒別出張診療		問寒別診療所
11 土			
12 日			
13 月			
14 火			
15 水			
16 木	すくすく健診	13:00～	保健センター

期日	行 事	時 間	場 所
17 金	親子サロン	10:30～11:30	子育て支援センター
	5歳児健康相談	13:15～	保健センター
18 土			
19 日			
20 月	火災予防パレード	10:00～ 14:30～	幌延市街地 問寒別市街地
	春の全道火災予防運動 (～30日)		
21 火	わくわくひろば	10:30～11:30	子育て支援センター
22 水	心療内科・精神科		幌延町国保診療所
23 木	リズム体操	9:45～	保健センター
24 金			
25 土			
26 日			
27 月			
28 火			
29 水	昭和の日		
30 木			

※ 子育て支援の事業については告知端末機でご案内します。随時ご確認ください。



■お悔み申し上げます
加藤 純さん(83歳)栄町
千葉 礼子さん(76歳)字問寒別

☆お誕生おめでとう
横山 琴遥さん(父大地)字下沼

戸籍の窓
2月

◇幌延町社会福祉協議会へ
(香典返しの一部)
加藤 静恵さん(父)神奈川県
千葉 忍さん(妻)字問寒別

ご寄付ありがとうございます
2月

相談支援事業所ひだまり 相談員の常駐について

相談支援事業所ひだまりでは、令和8年4月より平日10時～16時の間、相談支援専門員が常駐することになりました。

相談支援専門員には、障がいのある人が地域社会で自立した生活を送れるよう、生活上の困りごとや悩みに関する相談に応じ、必要な障害福祉サービスや地域の支援を繋ぐ役割があります。ちょっとした困りごとや気になることがありましたら、電話・LINEでの相談も可能ですので、お気軽にご相談ください。



常駐時間：10時～16時
 相談受付時間：8時30分～17時15分
 ※土日祝日、年末年始を除く。
 ※相談員常駐時間以外は電話で対応します。
 所在地：宮園町1番地31
 電話番号：01632-5-2100

LINEでのご相談
 右側のQRコードを読み取り、友達追加してください。

【ひだまりLINE】



■こんにちは。なんとか校了を迎えました4月号の裏窓です。
 ■今年はいくまでにないくらい雪解けが早く、町内3校の卒業式も雪に悩まされることなく無事に挙行されました。こども園・保育所の卒園・卒入式の様子については、4月の各校入学式の様子とあわせて5月号で紹介予定です。
 ■さて、4月からは新年度が始まります。新生活をスタートさせる方も多くいらつしやると思います。何かとバタバタする時期ではありますが、事故には十分お気を付けてください。
 ■役場も新年度を迎えるにあたり、採用や異動があります。各部署の新年度スタメンについては、5月号に折り込み予定の機構図や新規採用職員紹介記事でご確認ください。もしかすると広報誌担当も変更になるかもしれません。引き続き、よろしくお願いたします。

ほろのべの裏窓

二月定例俳句会作品 幌延ほおずき俳句会

寒夕焼海鳴りのなか影ふたつ
 利尻富士寒夕焼を黒くぬく
 古寺の鐘が鳴り終え寒茜
 小止みなき雪舞い降りし寒夕焼
 西方をほんのり包む寒夕焼
 シャッターを押す指震ふ寒茜

熊谷 陽一
 小川 遼太郎
 熊谷 千恵子
 田中 順子
 富樫 とも子
 佐々木 千恵子

人口	男	1,050 (-4)
	女	943 (-3)
	合計	1,993 (-7)
世帯数	1,163 世帯(-5)	

まちのうごき

令和8年2月末日現在 ※()内は前月比

広報へのご意見、ご要望をお寄せください
 総務企画課 企画振興係
 電話 5-1114 / 告知端末機 5-8814



広報ほろのべの窓 4月号

令和8年4月
 発行 / 幌延町

■企画・編集 / 総務企画課 企画振興係 ■印刷 / 株式会社須田製版
 ■幌延町ホームページアドレス / <https://www.town.horonobe.lg.jp>